



社内規定やマニュアルの見直しを！ 新法施行で何が変わる？ ～“下請法”から“取適法”へ～

昨今、原材料・エネルギー価格や労務費などのコスト増により、中小企業の経営は厳しさを増しています。事業者が賃上げの原資を確保するためには、適正価格での取引、いわゆる価格転嫁の環境を整備して、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現が重要です。しかしながら、現状では、価格転嫁のための交渉が十分に進んでいるとはいえません。

こうした状況を踏まえ、国は「下請代金支払遅延等防止法（いわゆる下請法）」などの見直しをスタート。そして、令和7年5月16日、発注者と受注者の上下関係でなく、対等な関係での取引促進を目指すための改正法が国会で可決・成立し、新たに「**中小受託取引適正化法**（または**取適法**）」が令和8年1月1日から施行されることになりました。

今回は、改正の主な内容などを中心に紹介します。

※本誌面は、公正取引委員会の「改正法概要」および「改正法説明資料」、「取適法ガイドブック」の内容を抜粋して作成しています。

公正取引委員会
「改正法概要」



公正取引委員会
「改正法説明資料」



公正取引委員会
「取適法ガイドブック」



改正の主な内容

① 法律名称および用語の変更

「親事業者」や「下請事業者」といった取引における上下関係をイメージさせるような従来の用語が変更されます。

	改正前	改正後
法律の名称	下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律※1
法律内の用語	親事業者	委託事業者
	下請事業者	中小受託事業者
	下請代金	製造委託等代金

（※1）ただし、法律の略称は、「中小受託取引適正化法」または「取適法」となる

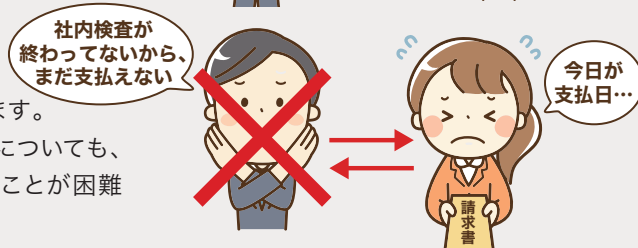
② 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止 （価格据え置き取引への対応）

製造委託等代金の額に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明または情報の提供をしないことによる一方的な代金の額の決定が禁止されます。



③ 手形払等の禁止

製造委託等代金の支払手段について、手形支払いが禁止されます。また、その他の支払い手段（電子記録債権や一括決済方式など）についても、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止されます。



紙の手形・小切手を「電子的決済サービス」へ移行することについては、当所会報誌（令和6年度12月号）でご紹介しています。併せてご覧ください！



④ 適用基準への「従業員基準」の追加

取適法の適用対象となる事業者の基準に、従来の資本金額等による基準に加えて、**新たに従業員数による基準が追加**されます。従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分が新設され、規制及び保護の対象が拡充されます。

◆委託事業者、中小受託事業者の定義◆

- ・物品の製造委託、修理委託、特定運送委託
- ・情報成果物作成委託、役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超3億円以下	→		資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員300人超	→		常時使用する従業員300人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加!

- ・情報成果物作成委託、役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超5千万円以下	→		資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員100人超	→		常時使用する従業員100人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加!

⑤ 対象取引への「特定運送委託」の追加

取適法の適用対象となる取引に、製造・販売等の目的物の引き渡しに必要な運送の委託が新たに追加されます。

⑥ 面的執行の強化

事業所管省庁において、取適法に基づく指導および助言ができるようになりました。

また、これまで、中小受託事業者が委託事業者の違反行為を執行機関に知らせたことを理由に不利益な取扱いをすることを禁止(報復措置の禁止)していましたが、今回の改正によって、中小受託事業者が違反事実を情報提供しやすい環境を確保するため、情報提供先として、現行の公正取引委員会および中小企業庁に加えて、**事業所管省庁**が追加されました。



改正にあたって、取引する企業の従業員数や事業形態が改正された内容に該当するかを確認するだけでなく、自社における手形・電子記録債権などの支払い手段や契約書・社内マニュアルの見直しも併せて行うことが重要です。さらに、中小企業庁および公正取引委員会では、今回の誌面でご紹介したような取適法の改正内容を解説する「改正ポイント説明会」を開催しています。詳細は、右記HPからご確認ください。

改正ポイント説明会

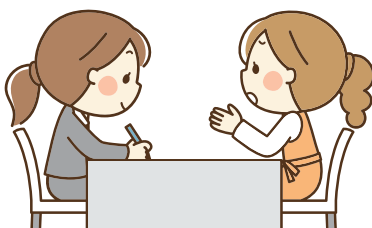
中小企業庁 公正取引委員会



福岡商工会議所の支援メニューをご活用ください!

取引適正化推進相談窓口

中小企業・小規模事業者の取引適正化・価格交渉のお悩みに対応する相談窓口を設置しています。(事前予約制)



お役立ち情報

当所HPでは、行政の支援施策やお役立ちツールなど取引適正化に関する情報をまとめています。



④・⑤関連事項

Q そもそも「取適法」の適用対象は?

法律の対象取引(中小受託取引)



取引の内容 + 資本金基準
または従業員基準

取適法は、適用対象となる中小受託取引の範囲を、①取引の内容、②資本金※²基準または従業員※³基準から定めています。

また、適用対象となる取引は、委託される内容によって条件が定められており、「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」、「特定運送委託」という大きく5つの取引内容に大別されています。

(※2) 資本金の額または出資の総額

(※3) 常時使用する従業員の数

5つの取引内容の区分は、公正取引委員会「中小受託取引適正法ガイドブック(p4)」をご覧ください!

